

決裁上の用紙に於ては長う取付て送付せしめ

印

甲

社長

専務

監査役

部長

課長

掛長

掛員

昭和二年六月一日

日起案

技師長

昭和二年六月七日

日決裁

車第

二二號

太田駅ニ於ケル焼損貨車取片付ケニ關スル件

太田駅ニ於ケル焼損貨車、取片付ケニ職工貳名ヲ四月廿三日ヨリ五月十六日ニ至ル間汎遣盡カセラレシ中島飛行機株式會社太田製作所横沢技師ニ對シ左案通り感謝狀並ニ謝禮金五百圓發送贈呈相成可然哉

案

年月日

昭和二年六月八日

支那路



東武鐵道株式會社

東武鐵道株式會社

取締役社長 根津嘉一郎

中島飛行機株式會社

太田製作所 横沢技師殿

拝啓時下愈々御情榮、敬慶賀、至ニ御座候陳者過般弊社、太田駅戰災ニ際シテ、種々格別御配慮ヲ辱フ致候、ミテラズ焼損貨車、取片付ニ關シテハ時局下御繁用、砌ニモ拘ラス特ニ連日熟練セル御職員ヲ御汎遣御盡力ニ預リ御高庇ヲ以テ至難ノ復旧作業ヲ迅速ニ完了致シ候、收買備ニ貴下御芳情、賜ト厚ク感謝



社長	
専務	
監査役	
部長	
課長	
掛長	
掛員	
昭和 年 月 日 決裁	昭和 年 月 日 起案

第 號

仕り候 就ハ聊カニモ深謝、微意ヲ表シ度失礼ヲモ
 顧ズ左記通り記念品贈呈申上度候間御受納
 被成下候ハ難有仕合ニ御座候

敬具

記

記念品代

金五百圓也